

兵庫県公報

令和4年11月29日 火曜日 第367号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 令和4年度農用地土壌汚染調査測定の結果（農業改良課）	1
○ 土地改良区の設立認可（農地整備課）	2
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 県営土地改良事業の緊急耐震工事計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	5
○ 道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（道路保全課）	5
○ 道路の区域の変更（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 土砂災害特別警戒区域の指定の解除（砂防課）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 都市計画の変更及び図書の縦覧（都市計画課）	8
○ 阪神間都市計画学校事業の認可（同）	8
○ 宅地建物取引業法に基づく行政処分（建築指導課）	8
○ 道路の位置指定（但馬県民局）	9
○ 同 上（淡路県民局）	9
公 告	
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	9
○ 同 上（同）	10
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同）	11
○ 入札公告（物品管理課）	12
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	15
正 誤	
○ 平成31年3月29日付け兵庫県公報第4号外中	15
○ 令和4年5月26日付け兵庫県公報号外中	15

告 示

兵庫県告示第1398号

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）第12条の規定により、令和4年度農用地土壌汚染調査測定の結果を次のとおり公表する。

令和4年11月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

地域名	市町名	調査地点数	玄米中カドミウム濃度 (ppm)			濃度別地点数	
			最高	最低	平均	0.4ppm超	0.4ppm以下
生野鉾山周辺	姫路市	1	—	—	0.06	0	1
	神崎郡 神河町	2	0.05	0.02未満	0.03	0	2
	同 郡 市川町	2	0.17	0.14	0.16	0	2
	同 郡 福崎町	2	0.09	0.07	0.08	0	2
	朝来市	3	0.13	0.02未満	0.06	0	3
	養父市	1	—	—	0.02	0	1
計		11				0	11

(注) 本調査は、農用地土壌汚染調査測定のために実施する立毛調査（収穫前にはほ場の中央部及びその他4地点に生育している稲を採取して行う調査）である。調査地点数が1点の市町において、玄米中カドミウム濃度の最高欄及び最低欄に「—」を記載している。



兵庫県告示第1399号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により、次の土地改良区の設立を認可した。

この認可について不服がある場合には、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和4年11月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	事業名	地区名	認可年月日
入野土地改良区	県営土地改良事業により造成された施設の維持管理事業	入野2期地区	令和4年11月16日



兵庫県告示第1400号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の内退及び就任の届出があった。

令和4年11月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

高田西部土地改良区

退任役員

役員区分	氏名	住所
理事	前川正弘	赤穂郡上郡町與井586番地
同	小寺政廣	同 郡同 町與井828番地1
同	久永上二	同 郡同 町與井916番地1
同	福井邦明	同 郡同 町與井138番地3
同	岩本國男	同 郡同 町與井657番地
同	大前敏明	同 郡同 町與井430番地

同	福 田 和 典	同 郡同 町與井新151番地
監 事	小 谷 満	同 郡同 町與井846番地 1
同	森 直 樹	同 郡同 町與井新117番地 2
就任役員		
役員の区分	氏 名	住 所
理 事	前 川 正 弘	赤穂郡上郡町與井586番地
同	小 寺 政 廣	同 郡同 町與井828番地 1
同	山 本 和 明	同 郡同 町與井22番地 2
同	福 井 邦 明	同 郡同 町與井138番地 3
同	岩 本 國 男	同 郡同 町與井657番地
同	大 前 敏 明	同 郡同 町與井430番地
同	福 田 和 典	同 郡同 町與井新151番地
監 事	小 谷 満	同 郡同 町與井846番地 1
同	森 直 樹	同 郡同 町與井新117番地 2



兵庫県告示第1401号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の新任及び就任の届出があった。

令和4年11月29日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

青垣土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	足 立 幸 雄	丹波市青垣町遠阪750番地 2
同	足 立 二三男	同 市青垣町山垣1614番地
同	足 立 治 政	同 市青垣町中佐治689番地 2
同	土 田 正 樹	同 市青垣町沢野763番地
同	足 立 優 史	同 市青垣町稲土280番地
同	足 立 雅 昭	同 市青垣町桧倉87番地
同	足 立 一 成	同 市青垣町文室129番地 4
同	堀 清 己	同 市青垣町小稗348番地
監 事	足 立 聡 樹	同 市青垣町山垣1172番地 7
同	目賀多 茂	同 市青垣町稲土641番地
同	足 立 利 和	同 市青垣町桧倉136番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	足 立 稔	丹波市青垣町山垣1854番地 2
同	足 立 盛 雄	同 市青垣町山垣1824番地13
同	小 島 直 也	同 市青垣町中佐治887番地
同	足 立 弘 行	同 市青垣町沢野667番地
同	壇 正 弘	同 市青垣町稲土292番地
同	足 立 憲 悟	同 市青垣町桧倉293番地
同	谷 口 勝 己	同 市青垣町文室97番地
同	足 立 康 之	同 市青垣町惣持420番地
監 事	山 中 正 彦	同 市青垣町遠阪1551番地 2
同	足 立 一 成	同 市青垣町文室129番地 4
同	北 野 顕 士	同 市青垣町文室43番地 2



兵庫県告示第1402号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和4年11月29日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

大宮土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	川 端 一 司	洲本市五色町都志大宮485番地
同	田 中 一 矢	同 市五色町都志大宮110番地 1
同	北 畑 夏 夫	同 市五色町都志大宮182番地 1
同	石 田 昇 三	同 市五色町都志大宮458番地
同	石 田 豊	同 市五色町都志大宮466番地 1
同	井 手 浩 二	同 市五色町都志大宮451番地
同	來 山 和 生	同 市五色町都志大宮765番地 1
同	大 山 智 弘	同 市五色町都志大宮160番地 2
同	影 平 正 晴	同 市五色町都志大宮746番地
同	黒 田 恭 民	同 市上物部434番地 4 紅葉コーポ206号
同	北 畑 博 司	同 市五色町都志大宮501番地
同	島 田 和 典	同 市五色町都志大宮518番地 3
同	田 中 史 男	同 市五色町都志大宮160番地
同	富 士 秀 樹	同 市五色町都志大宮454番地
同	溝 淵 章 晃	同 市五色町都志大宮81番地
同	溝 渕 涉	同 市五色町都志大宮173番地 3
同	十 川 泰 士	同 市五色町都志大宮159番地 2
同	影 平 道 治	同 市五色町都志大宮700番地 3
監 事	石 田 勝 弘	同 市五色町都志大宮503番地 1
同	尾 家 好 昭	同 市五色町都志大宮208番地
同	糸 田 浩 之	同 市五色町都志大宮1414番地81

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	川 端 一 司	洲本市五色町都志大宮485番地
同	田 中 一 矢	同 市五色町都志大宮110番地 1
同	北 畑 夏 夫	同 市五色町都志大宮182番地 1
同	石 田 昇 三	同 市五色町都志大宮458番地
同	石 田 豊	同 市五色町都志大宮466番地 1
同	井 手 浩 二	同 市五色町都志大宮451番地
同	來 山 和 生	同 市五色町都志大宮765番地 1
同	大 山 智 弘	同 市五色町都志大宮160番地 2
同	影 平 正 晴	同 市五色町都志大宮746番地
同	黒 田 恭 民	同 市上物部434番地 4 紅葉コーポ206号
同	北 畑 博 司	同 市五色町都志大宮501番地
同	島 田 和 典	同 市五色町都志大宮518番地 3
同	田 中 史 男	同 市五色町都志大宮160番地
同	富 士 秀 樹	同 市五色町都志大宮454番地
同	溝 淵 章 晃	同 市五色町都志大宮81番地
同	溝 渕 涉	同 市五色町都志大宮173番地 3
同	十 川 泰 士	同 市五色町都志大宮159番地 2
同	影 平 道 治	同 市五色町都志大宮700番地 3
監 事	石 田 勝 弘	同 市五色町都志大宮503番地 1
同	尾 家 好 昭	同 市五色町都志大宮208番地

同 糸田浩之 同 市五色町広石中1414番地81

兵庫県告示第1403号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、緊急耐震工事計画を令和4年11月17日に定めたので、緊急耐震工事計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和4年11月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	萩原下池地区	令和4年11月29日から 同年12月19日まで	丹波篠山市役所

兵庫県告示第1404号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和4年11月29日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和4年11月29日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年11月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 加古川小野線	小野市垂井町字前垣内2086番から 同 市垂井町字前垣内2083番まで	旧	11.0から 12.0まで	40.0	
		新	10.0から 14.0まで	40.0	

兵庫県告示第1405号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和4年11月29日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年11月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 高砂加古川加西線	加古川市東神吉町出河原250番7から 同 市東神吉町出河原22番1まで	旧	7.0から 11.0まで	375.0	
		新	7.0から 11.0まで 8.0から 19.0まで	375.0 373.0	予定地



兵庫県告示第1406号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和4年11月29日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年11月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 加古川右岸自転車道 線	加古川市東神吉町出河原250番7から 同 市東神吉町出河原22番1まで	旧	3.0から 5.0まで	358.0	
		新	3.0から 5.0まで 3.0から 8.0まで	358.0 368.0	予定地



兵庫県告示第1407号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成31年兵庫県告示第358号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和4年11月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
赤塚山 I (101010045)	神戸市東灘区住吉山手7丁目 (別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり



兵庫県告示第1408号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、令和元年兵庫県告示第432号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を

解除する。

令和4年11月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
赤松(3) I (101020033)	神戸市灘区赤松町3丁目 (別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
六甲台(6) I (101020039)	神戸市灘区六甲台町 (別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり



兵庫県告示第1409号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成29年兵庫県告示第374号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和4年11月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
花山団地(2) I (101070337)	神戸市北区花山台 (別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり



兵庫県告示第1410号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成29年兵庫県告示第375号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和4年11月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
上山口 I (105000093)	西宮市山口町上山口 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり



兵庫県告示第1411号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成29年兵庫県告示第1126号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和4年11月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
朝日ヶ丘 I (107000026)	芦屋市朝日ヶ丘町 (別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり



兵庫県告示第1412号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和4年11月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
川西市	阪神間都市計画生産緑地地区	北・中部50生産緑地地区ほか6地区
同市	阪神間都市計画地区計画	高芝地区地区計画
同市	阪神間都市計画地区計画	石道地区地区計画



兵庫県告示第1413号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和4年11月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
西宮市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類
阪神間都市計画学校事業
 - (2) 名称
3009号 甲陽園小学校
- 3 事業施行期間
令和4年11月29日から令和7年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
西宮市甲陽園本庄町地内
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第1414号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項の規定により、次のとおり処分した旨阪神南県民センター長から報告があった。

令和4年11月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 被処分者
商号又は名称 株式会社ランドワーク
代表者氏名 中島健介

事務所所在地 西宮市産所町15番14号
 免許証番号 兵庫県知事(6)第203166号
 免許年月日 令和4年5月2日

2 処分の内容

令和4年12月7日から同月28日までの22日間の業務停止

3 業務停止の範囲

宅地建物取引業に関する一切の業務



兵庫県告示第1415号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第2課において縦覧に供する。

令和4年11月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R03但馬位置 0005号	4.11.15	美方郡新温泉町浜坂字坪ノ内371の一部	6.00	60.90



兵庫県告示第1416号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和4年11月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R03淡路位置 0009号	4.11.14	南あわじ市神代地頭方字大堀1513番1の一部、1513番2の一部	6.0	34.43

公 告

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和4年11月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ケーズデンキ尼崎浜田店・レクサス尼崎店

所在地 尼崎市大庄川田町77番地 ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称

住所

代表者の氏名

株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市城南二丁目7番5号	杉本正彦
ネットヨタ神戸株式会社	尼崎市名神町一丁目18番25号	四宮慶太郎

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ア 変更前

名称 (仮称) 尼崎大庄川田町商業施設A区画
所在地 尼崎市大庄川田町77番の一部

イ 変更後

名称 ケーズデンキ尼崎浜田店・レクサス尼崎店
所在地 尼崎市大庄川田町77番地 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市柳町一丁目13番20号	杉本正彦
ネットヨタ神戸株式会社	尼崎市名神町一丁目18番25号	四宮慶太郎

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市城南二丁目7番5号	杉本正彦
ネットヨタ神戸株式会社	尼崎市名神町一丁目18番25号	四宮慶太郎

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市柳町一丁目13番20号	杉本正彦
ネットヨタ神戸株式会社	尼崎市名神町一丁目18番25号	四宮慶太郎

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市城南二丁目7番5号	杉本正彦
ネットヨタ神戸株式会社	尼崎市名神町一丁目18番25号	四宮慶太郎

4 変更年月日

令和4年8月1日 ほか

5 届出年月日

令和4年11月4日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和4年11月29日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和5年3月29日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対

し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和4年11月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン明石ショッピングセンター

所在地 明石市大久保町ゆりのき通三丁目3の2 ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
TC神鋼不動産株式会社	神戸市中央区脇浜海岸通二丁目2番4号	藤野悦郎
みずほ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	梅田圭
イオンリテール株式会社 外1者	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	井出武美

3 変更事項

大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

名称	住所	代表者の氏名
神鋼不動産株式会社	神戸市中央区脇浜海岸通二丁目2番4号	花岡正浩
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲一丁目2番1号	梅田圭
イオンリテール株式会社 外1者	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	井出武美

(2) 変更後

名称	住所	代表者の氏名
TC神鋼不動産株式会社	神戸市中央区脇浜海岸通二丁目2番4号	藤野悦郎
みずほ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	梅田圭
イオンリテール株式会社 外1者	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	井出武美

4 変更年月日

令和4年4月1日 ほか

5 届出年月日

令和4年11月4日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和4年11月29日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和5年3月29日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和4年11月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) スーパーセンタートリアル赤穂細野店

所在地 赤穂市細野町28番1 ほか

2 法第8条第1項の規定により赤穂市から述べられた意見の概要

- (1) 騒音規制基準については、騒音規制法及び県条例において、特定施設を有する工場・事業場では、敷地境界線上で守らねばならない騒音の規制基準が規定されている。実際に稼働して、万が一騒音関係で周辺住民から苦情が出て、規制基準を上回るようなことがあれば、対策を行われたい。
- (2) 関係法令に基づく規制基準の遵守はもとより、地域住民等へ悪影響が及ばないように、公害防止に努められたい。また、万が一、地域住民から苦情等が出た場合は、真摯に対応されたい。
- (3) 指針に基づく対応のみならず、県条例の基本計画書に係る意見にも付したとおり、交通安全等の問題が発生した場合は、協議・対策を行われたい。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所
兵庫県まちづくり部都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課
- (2) 縦覧期間
令和4年11月29日から1月間



入札公告

WT Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和4年11月29日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量
兵庫県社会基盤施設総合管理システム 一式（賃貸借）
- (2) 調達物品の特質等
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
- (3) 賃貸借期間
令和5年4月1日（土）から令和10年3月31日（金）まで（60箇月）
- (4) 納入場所
受注者が準備するデータセンター
- (5) 入札方法
上記(1)の物品について入札に付する。
落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（月額）の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

- (1) 書面による入札
ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局物品管理課 担当 本田

電話 (078) 341-7711 内線4922 F A X (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間並びに入札説明書の交付期間

令和4年11月29日(火)から同年12月13日(火)(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

ウ 入札の日時

令和5年1月13日(金)午後2時 兵庫県庁西館1階大入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、令和5年1月12日(木)午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

(2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム(以下「電子入札システム」という。)の利用による入札(以下「電子入札」という。)及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

令和4年11月29日(火)から同年12月13日(火)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後8時まで(ただし、令和4年12月13日(火)は午後4時までとする。)

イ 入札の日時

令和5年1月5日(木)午後5時から同月13日(金)午後2時まで(県の休日を除く。)

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ

4 仕様確認等

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

令和4年11月30日(水)から同年12月23日(金)まで(県の休日を除く。)の午前10時から午後4時まで(持参の場合は、正午から午後1時までを除く。)

なお、電子入札システムによる場合は、令和4年11月30日(水)から同年12月13日(火)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後8時まで(ただし、令和4年12月13日(火)は午後4時までとする。)の間に提出すること。

イ 受付場所

前記3(1)アに同じ

ウ 提出書類

カタログ等の仕様を確認できる書類

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はF A Xにより提出すること。

オ 確認の結果

令和5年1月5日(木)午後5時までに通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額に100分の10に相当する額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。))を加算して得た額に貸借期間60箇月を乗じた金額)の100分の5

以上の額の入札保証金を令和5年1月11日（水）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和5年1月27日（金）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること（電子入札を除く。）。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Saito Motohiko, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature of quantity of the product to be procured

Hyogo Integrated management system of social infrastructure facilities 1 set (leasing contract)

(3) Lease period: April 1, 2023 - March 31, 2028

(4) Delivery location:

The data center that a person of order prepares for

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 December 13, 2022

(6) Deadline for tender:

14:00 January 13, 2023 by direct delivery or electronic bidding system

17:00 January 12, 2023 by mail

(7) Office to contact concerning the Notice:

Ms.Honda Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government
 5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567
 TEL (078)341-7711 extension 4922



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年11月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加古郡播磨町古田一丁目612番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
加古川市平岡町一色東一丁目432番地の1
株式会社創久住研 代表取締役 久本了士
- 3 許可年月日及び許可番号
令和4年9月7日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-10号（4播磨）

正 誤

○平成31年3月29日付け（兵庫県公報第4号外）
 兵庫県告示第342号（土砂災害警戒区域の指定）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
4	下から10	(123020141)	(123020144)
	下から6	(123020142)	(123020145)



○令和4年5月26日付け（兵庫県公報号外）
 兵庫県監査委員告示第2号（包括外部監査の事務を補助する者）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
1	下から40	兵庫県監査委員告示第2号	兵庫県監査委員告示第1号